

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第三章の二 略」</p> <p>第四章 連結株主資本等変動計算書</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）</p> <p>第三節の二 株式引受権（第七十四条の二）</p> <p>「第四節～第七節 略」</p> <p>「第五章～第八章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一～二十 略」</p> <p>二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章の二 同上」</p> <p>第四章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）</p> <p>「第四節～第七節 同上」</p> <p>「第五章～第八章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一～二十 同上」</p> <p>二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）をいう。</p>

要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。
〔二十二〜六十 略〕

(純資産の分類)

第四十二条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

(株式引受権の表示)

第四十三条の二 株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 〔略〕

第三節の二 株式引受権

第七十四条の二 株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

〔二十二〜六十 同上〕

(純資産の分類)

第四十二条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

〔条を加える。〕

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 〔同上〕

〔節を加える。〕

2 株式引受権の当連結会計年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 「略」

2 「略」

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当連結会計年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

[4・5 略]

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 「同上」

2 「同上」

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、連結会計年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

[4・5 同上]

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当連結会計年度 (年 月 日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
その他の包括利益累計額		
[略]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

※様式第六号を挿入。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当連結会計年度 (年 月 日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
その他の包括利益累計額		
[同左]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

※様式第六号を挿入。

様式第六号
【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	資本金		資本剰余金		株主資本		その他の利益剰余項目		新株予約権		株主資本等変動合計	
	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少
当年度増加	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
当年度減少												
連結会計年度初												
連結会計年度末												

様式第六号
【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	資本金		資本剰余金		株主資本		その他の利益剰余項目		新株予約権		株主資本等変動合計	
	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少
当年度増加	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
当年度減少												
連結会計年度初												
連結会計年度末												

様式第六号
【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	資本金		資本剰余金		株主資本		その他の利益剰余項目		新株予約権		株主資本等変動合計	
	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少
当年度増加	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
当年度減少												
連結会計年度初												
連結会計年度末												

様式第六号
【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	資本金		資本剰余金		株主資本		その他の利益剰余項目		新株予約権		株主資本等変動合計	
	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少	当年度増加	当年度減少
当年度増加	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
当年度減少												
連結会計年度初												
連結会計年度末												

備考 表中の「」の記載は注記である。

(注:帳上の注記)

1. 変動事項及び各期の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動科目ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当該会計年度中の変動額及び連結会計年度末高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。
5. 繰越適用及び繰上再表示（以下、において「繰越適用等」という。）を行った場合には、前連結会計年度の増減部に対する累積的影響額及び繰越適用後の増減部を区分表示すること。
6. 会社基本簿に規定されている繰越適用に附する経過措置において、会社基本簿の変更による影響額を適用年度の期首高に加算することができる場合には、当該連結会計年度の期首高に加算する影響額及び当該影響額の取崩高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の形式によりおかない場合には、当該形式に準じて記載すること。

(注:帳上の注記)

1. 変動事項及び各期の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動科目ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当該会計年度中の変動額及び連結会計年度末高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。
5. 繰越適用及び繰上再表示（以下、において「繰越適用等」という。）を行った場合には、前連結会計年度の増減部に対する累積的影響額及び繰越適用後の増減部を区分表示すること。
6. 会社基本簿に規定されている繰越適用に附する経過措置において、会社基本簿の変更による影響額を適用年度の期首高に加算することができる場合には、当該連結会計年度の期首高に加算する影響額及び当該影響額の取崩高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の形式によりおかない場合には、当該形式に準じて記載すること。